

総務大臣

武田 良太 様

## 特別区の減収補填債に関する要望について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う景気の落ち込みを受け、特別区においても、今後、大幅な減収が見込まれており、健全な財政運営を行う上で、減収補填対策が急務になっております。

特に、法人住民税は、景気の影響を受けやすく、大きな減収が見込まれておりますが、一般の市町村では、年度途中での大幅な減収時の対応として、減収補填債が発行できる一方で、特別区では、特別区域における法人住民税が、地方自治法に規定される特別区財政調整交付金の原資として、都税とされているため、現時点においては、特別区では法人住民税に係る減収補填債の発行ができません。

しかし、当該法人住民税の一定割合（55.1%）は、特別区固有の財源であるため、年度途中の大幅な減収時に、特別区だけが減収補填対策を行うことができないということは、制度的な問題であると認識しております。このため、特別区が法人住民税に係る減収補填債を発行できるよう、法令の整備をお願いします。

特別区としては、今年度創設された徴収猶予特例債において、特別区が法人住民税分についても、直接起債発行できるようになったことで、都税であることを理由に、減収補填債が発行できないということはないと考えております。また、各特別区に減収補填債の発行可能額を割り振る方法について、徴収猶予特例債と同様に、特別区財政調整交付金の算定基礎となる基準財政需要額による按分を行う規定を設けることで、各特別区が直接起債の発行が可能になると考えております。

なお、本件について、東京都と特別区間の協議によって解決することは、以下の2点から不可能です。

1点目として、減収補填債相当について、東京都の区市町村振興基金を活用し、東京都から特別区に貸し付ける方法がありますが、特例分である赤字債の貸し付けは、法的に不可能であり、東京都が赤字債の代替手段として、措置を行うことはできません。また、建設債についても、平成12年の都区制度改革時に都区合意した東京都の区市町村振興基金の貸し付けは、調整税の年度途中の減収時に活用を

るためのものであり、地方交付税制度の精算措置とは、貸付基準が異なるため、代替措置にはならない上に、東京都の予算の範囲内での貸し付けになるため、特別区の必要額を必ずしも担保できるとは限りません。

2点目として、都区財政調整制度（特別区財政調整交付金）の中で、対応する方法ではありますが、これも対応は不可能です。それは、平成12年の都区制度改革において、総額補填制度が廃止されており、調整税等の大幅な減収があったとしても、特別区の財源不足に対して、東京都は補填することが制度上できないためです。

以上のように都区間での協議において、解決し難い、制度的な問題があることに加え、今年度、現に、法人住民税に係る減収補填債の発行を希望する特別区があるため、国の責任において、早急に法令整備をお願いします。

万が一、法人住民税が都税であること等を理由に、特別区で減収補填債を発行することが不可能であると、国が判断されるのであれば、特別区だけが制度の狭間に陥り、年度途中の減収時に、採るべき選択肢がないことになるため、国の責任において、東京都の区市町村振興基金の赤字債としての活用を特別区に関しては例外的に認めるなど、代替となる措置の創設をお願いします。

不合理な税制改正により大きな減収を受け、財政基盤が揺らいでいる中での、大きな減収見込みであるため、減収分の補填など、すでに財政支援を要望しているところではありますが、地方交付税不交付団体である特別区は、臨時財政対策債の選択肢もない中で、今後の大きな減収がそのまま直撃することになります。

特別区が、行政サービスの低下を招かず、持続可能な財政運営を行うためにも、特別区の置かれた状況をご賢察いただき、是非、ご対応をお願い申し上げます。

令和2年11月12日

特別区長会会長  
山崎 孝明